平成２２年（フ）第７３０号
川崎市多摩区登戸99番地　リトルコーポ102
債務者　坂元　　力
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５３号
川崎市川崎区砂子２丁目３番地17　日吉ビル304、前住所川崎市川崎区富士見２丁目２番６―206号
債務者　神辺　利明
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７０号
川崎市高津区千年新町31番地８　グレース橘101、前住所川崎市中原区上小田中６丁目20番２―401号　リバーハイツ前沢方
債務者　虻川久美子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
愛知県安城市横山町石ナ曽根192番地　セントレージ横山205
債務者　杉山　誠次
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月21日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８６８号
岡山市北区横井上141番地１　エルディムツダカB101
債務者　小松　貴巳
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７６号
熊本県天草市天草町福連木2261番地
債務者　坂井知寿子（旧姓奥）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月10日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第９８１７号
大阪市浪速区敷津西２丁目16番25―203号
債務者　佐野　寛之
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９１５号
大阪市港区田中１丁目11番２―305号
債務者　吉田　泰恵
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３９５号
横浜市旭区中白根４丁目１番83―101号
債務者　西　　達志
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９６号
横浜市旭区中白根４丁目１番83―101号
債務者　西　　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８１号
青森県上北郡野辺地町字観音林後27番地21
債務者　松山美由紀
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
青森県上北郡東北町字内蛯沢道ノ上21番地５
債務者　松山　　進
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
青森県上北郡東北町字内蛯沢道ノ上21番地５
債務者　松山　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９７号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川110番地
債務者　鶴谷　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９９号
青森県むつ市新町13番30号　むつアパート５号
債務者　野呂　貴浩
1　決定年月日時　平成23年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係